

- ① 警察行政手続サイトからオンラインによる届出をすることができます
- ② 窓口における届出は、原則、仮設店舗営業の場所を管轄する警察署です

別記様式第14号の2（第14条の2関係）

(/)

資料区分	18	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	()	署				

仮設店舗営業届出書

古物営業法第14条第1項ただし書の規定により仮設店舗における営業の届出をします。
 仮設店舗において古物営業を営む3日前までに届出なければなりません



公安委員会 殿

提出日を記載→

年 月 日

↑ 営業場所を管轄する公安委員会

届出者の氏名又は名称及び住所

氏名、住所を記載（法人の場合は、名称、住所、代表者名）

許可証番号		許可証の内容を記載
許可年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 年 月 日	
氏名 又は名称	(カタカナ) (漢字)	「行商する」の届出がなければなりません

1	日時	5. 令和 0:6 年 0:1 月 0:1 日 [から 5. 令和 0:6 年 0:1 月 0:1 日まで] 午前 10時00分から 午後 8時00分まで
	場所	都道 市区 千葉 府県 千葉市中央 町村 長洲1丁目9番1号 長洲ショッピングセンター出入口 開催場所を管轄する警察署 () 署) 開催時間、営業時間、開催場所の所在地等を具体的に記載してください
2	日時	5. 令和 年 月 日 [から 5. 令和 年 月 日まで] 午前 時 分から 午後 時 分まで
	場所	(悪い例) 都道 市区 千葉 府県 千葉市中央 町村 長洲1丁目付近 * 住所地が特定できていないので×
3	日時	5. 令和 年 月 日 [から 5. 令和 年 月 日まで] 午前 時 分から 午後 時 分まで
	場所	(悪い例) 都道 市区 千葉 府県 千葉市中央 町村 長洲1-1-1 ビッグモール内 * 施設内のフロア等が全く特定できていないので×
4	日時	5. 令和 年 月 日 [から 5. 令和 年 月 日まで] 午前 時 分から 午後 時 分まで
	場所	都道 市区 府県 町村 開催場所を管轄する警察署 () 署)

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

場所を管轄する警察署は、
 県警ホームページで確認し
 てください

【仮設店舗営業】

- ① 警察行政手続サイトからオンラインによる届出をすることができます
- ② 窓口における届出は、原則、仮設店舗営業の場所を管轄する警察署です